

令和5年度 認可保育所入所申込みについて

1 保育所の入所要件

- 幕別町に住民登録があること
(申込時に幕別町内に住民登録がない世帯でも、転入予定の方は申込が可能です。)
- 0歳(生後6カ月)から小学校就学前子どもであること
- 入所日において、保護者全員が次のいずれかに該当していること(保育の必要性があること)
 - (1) 日常の家事以外の仕事をしている場合。
 - (2) 妊娠中(母子健康手帳で確認)であるか、または出産後間がない場合。(産後3カ月まで)
 - (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有している場合。
 - (4) 同居の家族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護している場合。
 - (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
 - (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。(入所後1カ月まで)
 - (7) 学校または職業訓練校に在学している場合。
 - (8) 虐待やDVのおそれがある場合。
 - (9) 保育所に入所している児童の保護者が育児休業中である場合。
 - (10) その他前各号に類する常態にある場合。

2 保育の必要性の認定

保育所を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。町が提出書類をもとに審査を行い、保育の必要性(上記(1)~(10))があると認められた場合に、2号または3号の認定を行います。

認定区分	対象となる児童	幕別町で利用できる主な施設・事業
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	保育所(園)
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	保育所(園)、地域型保育事業、家庭的保育事業

※既に3号認定を受けている児童が満3歳に到達した際には、2号認定に切り替わります。
(保育料については、当該年度末までかかりますのでご注意ください。)

なお、2号・3号認定は、保育の必要な事由によって「保育標準時間」または「保育短時間」に認定され、保育所を利用できる時間が異なります。

認定区分	保育の必要な事由	利用可能時間
保育標準時間	就労(保護者のどちらも月120時間以上)、妊娠・出産、災害復旧 など	1日最大11時間 (7:30~18:30)
保育短時間	就労(保護者のどちらかが月120時間未満)、求職活動、育児休暇 など	1日最大8時間 (8:30~16:30)

※利用可能時間の括弧内は目安となります。

3 入所申込書受付期間

【受付期間】 令和4年11月1日(火)~令和4年11月30日(水)

【提出先】 第1希望の保育所、こども課保育係、札内支所のいずれか

※書類の不足や不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

4 保育所・保育園と定員等

保育所名	電話	定員	住所	保育時間	病後児保育
幕別中央保育所	54-2552	90名	寿町2番地の5	7:30~18:30	
札内さかえ保育所	25-9011	120名	札内北栄町23番地の1	7:30~18:30	
札内北保育所	56-2049	90名	札内新北町75番地の1	7:30~18:30	
札内南保育園	56-3326	120名	札内あかしゃ町56番地の73	7:30~19:00	
札内青葉保育園	56-4131	120名	札内青葉町310番地の36	7:30~19:00	○
のびのび保育所	56-4706	10名	字依田379番地	8:30~17:30	
こりすのおうち	29-5191	5名	札内青葉町5番地の15	8:30~16:30	

- ・札内南保育園は社会福祉法人 池田光寿会により、札内青葉保育園は社会福祉法人 温真会により管理運営しています。(入所申込と決定、保育料の決定と徴収は町で行います。)
- ・病後児保育は札内青葉保育園病後児室「ひだまり」において実施しています。(1日利用定員4人) 札内青葉保育園以外の認可保育所入所児童も利用可能(事前予約が必要)です。病後児とは、傷病回復期にあるがまだ集団保育が困難な状態で、医師が不在でも保育が可能であると診断されている児童をいいます。
- ・のびのび保育所は社会福祉法人 幕別真幸協会が管理運営している事業所内保育所です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっており、定員10名のうち地域枠として原則3名入所可能です。
- ・こりすのおうちは合同会社 Petit pas が管理運営している家庭的保育園です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっており、時間外の保育については要相談となります。

【生年月日別クラス区分】

クラス区分	生年月日
0歳児(生後6カ月以上)	令和4年4月2日生~令和4年10月1日生
1歳児	令和3年4月2日生~令和4年4月1日生
2歳児	令和2年4月2日生~令和3年4月1日生
3歳児	平成31年4月2日生~令和2年4月1日生
4歳児	平成30年4月2日生~平成31年4月1日生
5歳児	平成29年4月2日生~平成30年4月1日生

5 入所決定および入所説明会について

- (1) 入所決定 — 令和5年2月中旬(予定)に保護者に文書により通知します。
- (2) 入所説明会 — 令和5年3月上旬(予定)に各保育所で実施します。

※定員等の関係で、希望の保育所に入所できない場合がありますので、予めご了承ください。

6 面接について

面接は、令和5年度に新たに入所される場合と、前年度と別の保育所を希望する場合に実施します。面接日は別途ご案内いたします。

7 ならし保育について

保育所に初めて入所される児童は、保育所入所後に児童が無理なく保育所での生活に慣れるために、最初の1週間程度は通常の保育時間を短縮して午前保育（ならし保育）となりますので、ご了承ください。詳しくは、希望する各保育所にお問合せください。

8 令和5年4月2日以降の入所希望（申込）について

4月2日以降に保育所に入所を希望される児童について、入所決定（入所調整）は次のとおりといたします。

① **5月31日**までに入所を希望する児童

→当初入所（4月1日入所）と同じ取扱いとします。

当初申込み（11月）の際に申込書を提出してください。

② **6月1日**以降に入所を希望する児童

→入所希望日の1カ月前の状況により、随時入所決定いたします。

令和5年4月1日以降に申込書を提出してください。

※いずれの場合にも、定員等の関係で希望の保育所に入所できない場合がありますので、予めご了承ください。

9 保育料について

保育料については以下のとおりとなります。保育料の詳細は、5ページの「資料2 令和5年度常設保育料徴収金額表」を参考にしてください。

0歳児～2歳児…4月～8月分は前年度の市町村民税額、9月～3月分は現年度の市町村民税額により決定します。

【令和5年度】

4月

8月 9月

3月

令和4年度市町村民税に基づく保育料

令和5年度市町村民税に基づく保育料

※令和4年度市町村民税…令和3年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和5年度市町村民税…令和4年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

3歳児～5歳児…幼児教育・保育の無償化制度により保育料は無償となります。

※ただし、副食費として月額4,500円がかかります。

10 その他

- (1) 入所申込後、住所や職場等が変更になった場合、または申込みを取消す場合は、必ずことも課保育係まで連絡ください。
- (2) 保育料納入通知書及び副食費納入通知書は4月上旬に送付予定です。
- (3) 保育料及び副食費の納期限は毎月末日となります。
- (4) 副食費は世帯収入等により減免となることがあります。また、札内南保育園及び札内青葉保育園に入所される方は直接、保育園に副食費をお支払いいただきます。

問い合わせ先 **こども課保育係** 電話 0155-54-6621

資料1 提出書類について

1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（保育所申込）書

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（保育所申込）書は、町が行う保育認定（1ページの「2 保育の必要性の認定」を参照）および保育所申込みに必要な書類になりますので、記入例を参考に記載の上、必ず提出してください。

2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

保育を必要とする理由	提出書類
(1) 就労 ※父・母ともに仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	○就労証明書 ※就労証明書は必ず職場等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※「就労証明書」の雇用期間は、 <u>令和5年度の就労に対して証明していただきます</u> 。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙1の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。
(2) 妊娠・出産 ※出産日から3カ月まで	○母子健康手帳の写し（表紙…保護者氏名の記載があるもの） ○療養等申告書（別紙1）
(3) 疾病・障がい	○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい） ※就労や保育が困難である等の旨が記載されているもの ○療養等申告書（別紙1）
(4) 介護・看護	○医師の診断書 ○療養等申告書（別紙1）
(5) 求職活動 ※入所後1カ月まで	○ハローワークカードの写し ○療養等申告書（別紙1） ※遅くとも4月末日までに就労先での「就労証明書」を提出してください。提出がない場合（就労先が決定していない場合）は退所となります。
(6) 就学	○在学証明書 ○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類

3 保育施設入所希望調査票（別紙2）

新規・継続児童すべての方に提出をしていただきます。なお、きょうだい同時申込みの方は様式中の3～4番を、育児休業取得中の方は、5～7番を併せてご記入ください。

4 児童生活調査票（別紙3）

児童生活調査票は、児童を保育する上での参考にしますので、家庭状況・児童の状況等を詳しく記入し、入所申込書と一緒に必ず提出してください。

児童生活調査票は1歳児以下と2歳児以上で様式が異なりますのでご注意ください。

一世帯から複数申し込みされる場合は、それぞれの児童ごとに申込書を作成してください。